

千葉市の看護師確保策に係るアドバイザー業務委託

企画提案（プロポーザル）募集要項

令和5年9月

千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課

千葉市の看護師確保策に係るアドバイザー業務委託
企画提案（プロポーザル）募集要項

1 目的

千葉市の看護師確保策に係るアドバイザー業務委託を委託する事業者を企画提案（プロポーザル）方式により募集する。

2 業務の概要

- (1) 件名 千葉市の看護師確保策に係るアドバイザー業務委託
- (2) 委託内容 別紙「千葉市の看護師確保策に係るアドバイザー業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 期間 契約締結日から令和6年3月31日（日）まで
- (4) 履行場所 千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課 ほか
（千葉市中央区千葉港1番1号）
- (5) 委託限度額 5,100,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 支払方法 業務完了検査後、一括払いとする。

3 参加資格

応募者は、次の参加資格要件をすべて満たさなければならない。

なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 以下のアからサまでの次のいずれにも該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 企画提案書類の提出前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされている者
 - オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - カ 法人税（個人に当たっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認められたものは除く。）
 - キ 千葉県内に本店又は営業所を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していない者（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認められたものは除く。）
 - ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）

を完納していない者（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認められたものは除く。）

ケ 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

コ 各行政機関等から指名停止を受けている期間中である者

サ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

4 参加手続き

(1) スケジュール

	内容	日程
①	公募及び質問受付開始日	令和5年 9月 6日（水）
②	質問受付締切日	令和5年 9月13日（水）
③	質問への回答日	令和5年 9月19日（火）
④	企画提案参加の申込受付締切日	令和5年 9月21日（木）
⑤	企画提案書の受付締切日	令和5年10月 4日（水）
⑥	選定委員会実施日	令和5年10月上旬（予定）
⑦	選考結果通知（発送）	令和5年10月中旬（予定）

(2) 質問の受付について

本募集要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期限

令和5年9月13日（水）午後5時まで

イ 質問方法

下記メールアドレスに質問書（様式第5号）を送信すること。

なお、電話・口頭での質問は一切受け付けない。メール送信後には必ず電話により着信確認をすること。

千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課

電子メール：seisaku.HWM@city.chiba.lg.jp

電話番号：043-245-5210

ウ 回答

質問の回答は令和5年9月19日（火）午後5時までに市ホームページに公開する。

なお、回答の内容は、本募集要項の追加又は修正とみなす。

(3) 企画提案参加申込みについて

企画提案に参加を希望する者は、下記の書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書（様式第1号）
- (イ) 会社概要及び履行実績調書（様式第2号）
- (ウ) 誓約書（様式第3号）
- (エ) 類似業績履行実績（契約書及び仕様書の写し）
- (オ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※
- (カ) 印鑑証明書（代表者印）※
- (キ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書※
（千葉市入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ）
- (ク) 市町村民税又は特別区民税の滞納無証明又は納税証明書※
（千葉市入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ）
※発行日は申請日から3カ月以内

イ 提出期限

令和5年9月21日（木）午後5時まで
（土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）
なお、郵送の場合は書留の扱いとし、締切日に必着のこと。

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課地域医療班

(4) 企画提案書の提出について

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式第4号）
- (イ) 企画提案書（本編）（任意様式）
＜企画提案内容に係る書類における留意事項＞
 - ・書式等は自由とする。図表や写真等を使って分かりやすい物になるよう留意すること。
 - ・提案内容には、「仕様書 5 業務内容」に定める事項について、その考え方や方法等の提案が分かる情報を必ず含むこと。
 - ・プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクターを使用する場合は、電子データ（Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式又は PDF 形式）を記録した CD-R 又は DVD-R を提出すること。
- (ウ) 工程計画（任意様式）
- (エ) 実施体制表（任意様式）
- (オ) スケジュール管理表（任意様式）
- (カ) 業務に要する経費の見積書及び積算内訳書（任意様式）

イ 提出期限

令和5年10月4日（水）午後5時まで
（土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）
なお、郵送の場合は、書留の扱いとし、提出期限に必着のこと。

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課地域医療班

エ 提出部数

7部（正本1部、副本6部とし、副本には社名等を記載しないこと。）

（5）選考委員会について

ア 開催時期

令和5年10月上旬を予定
詳細については、企画提案参加申込みをされた者に別途通知する。

イ 内容

提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施。

なお、提出書類以外を用いた説明は禁止とする。

企画提案書の内容について、1社当たり30分程度のプレゼンテーション（説明15分、質疑応答15分）を実施する。

提案者が選考委員会に出席できる人数は3人までとし、提出した企画提案書一式のみを使用すること。

（6）選考結果の通知について（予定）

ア 通知の時期

令和5年10月中旬を予定

イ 通知方法

企画提案書の提出者全員へ電子メールで結果を通知するとともに、市ホームページで公表する。

5 事業者選定

（1）契約予定者の決定

提案内容及び実施体制等を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、委託契約予定者として決定する。

（2）選考方法

ア 千葉市で設置する選考委員会で審査・選考する。

イ 審査方法

各選考委員が下記（3）審査基準に基づいて、提出されたすべての企画提案書及び別途実施するプレゼンテーションやヒアリングをもとに審査する。ただ

し、合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選考を行う場合がある。

ウ 提案者が1者であっても、同様の審査を行う。

(3) 審査基準

各選考委員が次の「審査項目等」に基づき、提出されたすべての企画提案書をもとに採点する。

審査項目	審査の着眼点	評価点
基本方針	(業務理解) 本業務の目的や条件を的確に理解し、業務の全体像を明確に描けているか。	5
業務実施能力	(工程計画) 業務スケジュールに関し、工程計画が適確に組み立てられ、効率的な事業実施が期待できるか。	10
	(実施体制) 経験・知識・技術力のある人員が各委託項目へ適切に配置され、項目毎の連携体制がとられているか。 また、業務全体を統括する指導・監督体制が整備されているか。	10
	(同種業務実績) 本事業に類する充分かつ多様な実績を有しており、知識・ノウハウ・経験等を十分に活かすことが期待できるか。	10
企画提案能力	(看護師確保策の現状の認識) 看護師確保策に関する基本的な理解があるか。	20
	(看護師確保策の課題認識) 看護師確保策の課題をどのように捉え、千葉市として、どのような役割を果たすべきか、各種検討を進め、提案することが期待できるか。	30
	(独自提案) 本業務の目的を達成する上で、有意義な独自の提案がなされているか。	5
	(提案書のまとめ方) 企画提案書のまとめ方が、簡潔でわかりやすいか。	10
合計		100

※1 審査委員1人あたりの配点は合計100点です。

※2 事業者が得た全ての評価点の合計が「審査委員の人数×100点」の6割に満たない場合は不合格です。

- (4) 提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ア 見積額が2(5)に記載する委託料を超過した場合。
 - イ その他、提案者が委託業務を遂行するに当たり、著しい問題があると市が判断した場合。

(5) 選考結果の通知

「4 参加手続き(7) 選考結果の通知について」のとおり。

6 契約について

(1) 契約の締結

- ア 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。
- イ 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

- ア 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- イ 提案された企画提案を尊重するが、必ずしも企画提案どおりに委託するものではない。
なお、募集時に示す業務委託仕様書については、状況により、提案された内容をもとに委託先候補との修正協議を受け入れる。
- ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
- エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に市と協議し、承認を得ること。
- オ 委託費の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする。
- カ 著作権については、仕様書(別紙)記載のとおりとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、選考結果にかかわらず返却しない。
- (3) 応募書類は、千葉市情報公開条例(平成12年市条例第52号)の規定に基づ

き開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

- (4) 事業において使用する言語等は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (5) 市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。

8 問い合わせ先

千葉県保健福祉局医療衛生部医療政策課地域医療班 担当：野田
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
電話：043-245-5210